

## 静岡県立農林環境専門職大学等防火管理規程

(目的)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下これらを「専門職大学」という。）における防火管理の徹底を期し、火災の発生を防止するとともに、火災による被害を軽減するため防火組織、防火対策、その他防火管理上必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨)

第2条 専門職大学の防火管理については、消防法その他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(諮問機関)

第3条 防火管理についての諮問機関は、総務委員会（以下「委員会」という。）とする。

2 委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 消防計画の作成
- (2) 消防用設備等の改善強化
- (3) 防災上の調査、研究、企画、対策
- (4) 防火思想の普及、及び高揚
- (5) 防火教育及び防火訓練
- (6) その他防火管理に関する重要事項

(予防管理組織)

第4条 常時の火災予防について徹底を期するため防火管理者を置き、その下に防火責任者及び火元責任者を置く。

(防火管理者)

第5条 防火管理者は、所定の資格を有する者のうちから学長が任命する。

2 防火管理者は、学長の命をうけ、消防法8条に規定する業務を行う。

(防火責任者)

第6条 防火責任者及びその担当施設の区分は別表第1、2のとおりとする。

2 防火責任者は担当施設について次に掲げる業務を行う。

- (1) 火元責任者の指名及び表示
- (2) 消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）の整備、点検
- (3) 火気の使用または取扱に関する指導監督及び消火通報避難の訓練
- (4) その他担当施設内における防火上必要な業務

(火元責任者)

第7条 火元責任者の数及び担当施設の区分は、別表第2のとおりとする。

2 火元責任者は、防火責任者に協力して、事務室、職員室、講義室、実験室等担当施設内に於ける次に掲げる業務を行う。

- (1) 随時又は退庁の際、室内外の火気の点検と安全の確認
- (2) 消火器、消火栓その他消防用設備器具の位置、数量及び使用方法の確認並びに周知

(3) その他室内外の火災の予防

(検査責任者)

第8条 消火用設備等について適正管理と機能保持のため検査責任者を置く。

2 検査責任者は、学長の命をうけた職員をもって充て、防火管理者に協力して点検検査を行う。

(自衛消防隊)

第9条 火災その他事故発生時における消防活動に備えるため自衛消防隊を編成する。

2 自衛消防隊の隊長は学長とし、副隊長は総務企画課長をもってあて、その下に課員を置く。

3 自衛消防隊の組織、任務その他必要な事項は、別に定めるとおりとする。

(火災予防)

第10条 防火管理者は、法令に定める規準に従って消防用設備等の設置及び維持に努めなければならない。

2 各課長は、所属職員に対し、火災予防について関心を高めるとともに、防火管理について周知徹底をはからなければならない。

3 各課長はあらかじめ非常持出品を指定するとともに、その保管場所等を明示し、有事の搬出に備えておかななければならない。

4 各職員は構内の建物内外において臨時に火気（たき火、ストーブ、電熱器、その他）を使用する時は、防火責任者を経て防火管理者の承認を得なければならない。

(点検検査基準)

第11条 火災予防上の自主検査及び消防用設備等の点検基準は、別表第3のとおりとする。

2 検査責任者は点検検査の結果をそのつど別に定める検査表及び維持台帳等に記録し、保存しておかななければならない。

(火災防御)

第12条 火災を発見した者は、ただちに消防署に急報するとともに、遅滞なく非常警報通報連絡表（別表第4）により関係者に通報しなければならない。

2 火災が発生したときは、職員は自衛消防隊の編成により担当任務の遂行にあたるものとする。この場合、消防隊が現場に到着するまでは応急消火、延焼の防止または人命の救助にあたり、消防隊が現場に到着したときは、主として搬出、警戒、誘導、救護等にあたるものとする。

(教育訓練)

第13条 有事に際して迅速適切な消防活動を行うため、防火管理者は次の教育訓練を実施しなければならない。

防火教育	年2回以上
自衛消防訓練	部分訓練 年2回以上
	総合訓練 年1回以上

2 教育訓練の実施要綱は防火管理者が委員会にはかって別に定める。

3 防火管理者は必要に応じ火災予防等に関し研究会を開催するものとする。

(教育訓練)

第14条 防火管理者は、消防計画の提出、査察の要請、教育訓練指導の要請、立入検査、その他法令に基づく諸手続等について、常に消防機関と連絡を密にし、防火管理の適正と統一的処理をはかるものとする。

(賞揚)

第15条 職員、学生、その他専門職大学の関係者にして防火管理及び防火活動について功労があった者に対しては、委員会にはかり表彰を行うものとする。

(補則)

第16条 地震、風水害等の災害にあつては、特に定めるもののほかこの規程を準用する。

2 学生、その他専門職大学の構内において委託事業又は請負工事等に従事しているものについては、この規程を準用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

防火責任担当区分表

担当者	担当施設
生産環境経営学部長	A棟及びB棟（図書館、講義室、事務室、印刷室、倉庫、機械室を除く）
短期大学部生産科学科長	圃場（現場教室及び温室を含む）
図書館長	図書館
静岡県立農林環境専門職大学 学生部長	講義室
静岡県立農林環境専門職大学 短期大学部学生部長	体育館、学生寮
総務企画課長	事務室、印刷室、倉庫、機械室、その他 上記以外の施設

別表第2（第7条関係）

火元責任担当区分表

施設区分	火元責任者	施設区分	火元責任者	施設区分	火元責任者	施設区分	火元責任者
A棟	1 F	A棟	3 F	男子寮		体育館	1 F 研修室 食堂 厨房室 機械室 宿直室
							4 F
B棟	2 F	B棟		女子寮			(注) 本表については、別途作成する。

※各教員室（共同教員室除く）は、使用教員を担当者とする。

別表第3（第11条関係）

点検検査規準表

区分	検査点検内容	回数	
自主検査	管理清掃状況	施設内外一般事項 毎日	
	火気使用施設 (炊事・採暖器具・焼却場)	機械器具 毎日	
	電気施設 (配線・機器・避雷針)	機械器具の管理状況 毎週1回以上	
	危険物・可燃物	全般事項 絶縁抵抗測定	1月1回以上 月1回以上
		全般事項 管理状況	毎日 毎週1回以上
消防用施設等点検	消火設備 (消火器・消火栓)	外観的事項 1月1回以上	
	警報設備 (警報器)	作動・性能機能事項 6月1回以上	
	避難設備 (非常口梯子)		
	消防用水	外観的事項 月回以上	
	消火水槽	作動・性能事項 月回以上	
	上記設備の管理的事項		
	貯水池の流水・消火器の員数 出入口通路・非常口の障害	屋内外 毎日	

### 非常警報通報連絡表

